

Ⅸ 福祉及び利益の保護の状況

1 セクシュアルハラスメントの防止対策

職場におけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）防止対策として、令和7年度に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容
知事部局	セクハラ相談室の管理運営（専門相談員2名）
	自治研修所での研修実施（カリキュラムの一部として）
	所属相談員の周知
病院局	相談窓口としての職員健康支援課を運営
	相談体制の周知
	相談員による相談対応
	所属相談員の周知
教育庁等	専門相談員の設置
	所属相談員の周知
	ハラスメント相談研修会の実施
警察	幹部職員対象のハラスメント対策研修会の開催
	ハラスメント目安箱の運用
	各種ハラスメントに係る執務資料の作成・周知
	所属相談員の周知
議会事務局	所属相談員の周知
監査委員事務局	総務省からの通知及び取組事例集を周知
	相談窓口の周知
選挙管理委員会事務局	

（注） 「教育庁等」とは、教育庁及び学校以外の教育機関を指す。（以下2～4において同じ。）

2 パワーハラスメントの防止対策

職場におけるパワーハラスメント（パワハラ）防止対策として、令和7年度に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容
知事部局	自治研修所での研修実施（カリキュラムの一部として）
	部局等相談員の周知
病院局	相談窓口としての職員健康支援課の運営
	相談体制の周知
	相談員による相談対応
	新採用・転入者へのガイドブック配布
	院内広報紙による相談窓口の周知
	パワハラ研修動画の公開
	所属相談員の周知
教育庁等	専門相談員の設置
	所属相談員の周知
	ハラスメント相談研修会の実施
警察	幹部職員対象のハラスメント対策研修会の開催
	ハラスメント目安箱の運用
	各種ハラスメントに係る執務資料の作成・周知
	所属相談員の周知
議会事務局	所属相談員の周知
監査委員事務局	総務省からの通知及び取組事例集を周知
	相談窓口の周知
選挙管理委員会事務局	

3 定期健康診断の実施状況

職員に対する令和7年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

【受診状況】

部局等	対象職員（人） A	受診者数（人） B	受診率（%） B／A
知事部局等	3,844	3,756	97.7
病院局	1,626	1,621	99.7
教育庁等	575	567	98.6
警察	2,636	2,636	100.0
計	8,681	8,580	98.8

【総合判定結果】

部局等	受診者 数 （人） A	結 果 （人）				有所見率 （%） (B+C+D)／A
		異常なし	要指導	要医療	治療継続	
			B	C	D	
知事部局等	3,756	295	1,536	818	1,107	92.1
病院局	1,621	320	613	322	366	80.3
教育庁等	567	35	215	166	151	93.8
警察	2,636	196	1,057	590	793	92.6
計	8,580	846	3,421	1,896	2,417	90.1

（注） 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。

4 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況

職員に対する令和7年度の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況については、次のとおりです。

【受検状況】

部局等	対象職員（人） A	受検者数（人） B	受検率（%） B／A
知事部局等	4,492	4,228	94.1
病院局	1,675	1,623	96.9
教育庁等	579	539	93.1
警察	2,707	2,626	97.0
計	9,453	9,016	95.4

（注） 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。

5 職員互助団体への補助の状況

「青森県職員の互助団体に関する条例」の規定に基づき、令和7年度に実施した職員互助団体に対する補助の状況については、次のとおりです。

【会員数】

部局等	互助団体名	会員数（人）
知事部局等	（一財）青森県職員厚生会	4,937
教育庁等	（一財）青森県教職員互助会	11,227
警察	（一財）青森県警察協会	2,626

【掛金及び補助金】

部局等	掛金収入（千円） A	県補助金（千円） B	A : B
知事部局等	134,809	0	1 : -
教育庁等	352,749	0	1 : -
警察	52,187	0	1 : -

（注）1 職員互助団体への補助については、平成19年度から行われていない。

2 「知事部局等」とは、知事部局のほか、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（病院局及び各種委員会等の事務局）を指す。

3 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指す。